

令和7年度若桜町一般会計当初予算における引上げ分の地方消費税交付金
(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

(歳入) ・地方消費税交付金	73,386 千円
(うち社会保障財源分)	42,124 千円
(歳出) ・社会保障施策に要する経費	849,017 千円
(うち一般財源)	585,308 千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	うち社会保 障財源分化 の地方消費 税交付金
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉費	社会福祉総務費	164,555	22,533	1,800	26,300	113,922	8,199
	老人福祉費	126,300	6,741		612	118,947	8,561
	特別医療対策費	18,235	8,417		1,081	8,737	629
	障がい者福祉費	144,578	101,209			43,369	3,121
	社会福祉施設費	23,094	7,194		27	15,873	1,142
	国民年金事務費	186				186	13
	地域福祉センター運営費	8,920				8,920	642
	包括支援センター運営費	4,437	380		2,727	1,330	96
	後期高齢者医療事務費	84,533	15,006			69,527	5,004
児童福祉費	児童福祉総務費	84,258	13,823	2,700	14	67,721	4,874
	児童措置費	27,550	25,654			1,896	136
	ひとり親家庭福祉費	13,935	7,631		700	5,604	403
	児童福祉施設費	42,207	5,412	1,400	1,162	34,233	2,464
保健衛生費	保健衛生総務費	44,871	311		5,289	39,271	2,826
	予防費	28,276	571			27,705	1,994
	母子衛生費	5,145	2,281		2	2,862	206
	健康増進事業費	26,114	499		2,233	23,382	1,683
	保健衛生施設費	1,823				1,823	131
合計		849,017	217,662	5,900	40,147	585,308	42,124